

# 令和5年度

## 「各務原市まちづくり活動補償制度」ご案内

### 保険料は市が負担します。

まちづくり活動中（ボランティア活動や公益活動など）のケガや賠償事故を対象として、市が保険会社と任意の保険契約を行い、対象者に規定の補償金を支払う制度です。



活動内容や団体の性格により対象外となる場合もありますので、2～3頁も必ずご確認ください。補償内容が不十分と思われる場合や補償対象外の活動がある場合には、各自で保険加入をご検討ください。

### 事前の加入手続きは不要。

### 事故発生後に、報告をしていただきます。

日頃の具体的な活動内容や、団体等の代表者から事故の状況を書面で報告いただきます。各務原市と保険会社が審査を行い、各務原市まちづくり活動補償制度の要件を満たしている場合に、規定の補償金を支払います。 ※報告方法については、4ページをご覧ください。

## 対象

各務原市内に活動拠点を置く「まちづくり活動団体※」が行う活動。

※3名以上で構成され、構成員の60%以上が各務原市に在住、在勤、在学しているもの。

## 対象となる活動

次の要件を全て満たす活動です。

① 自主的に組織されたグループ、  
地域住民組織である「自治会」が行っている活動

② 無報酬の活動（交通費など実費の支給は無報酬とみなします）

③ 継続的・計画的に実施されている活動

※年間計画等で、あらかじめ実施日時・場所・活動者等が定められている活動が対象になります。

活動前に作成した活動の計画表・回覧文書・行事のチラシ・活動者名簿等をご準備ください。

④ 公益性のある活動

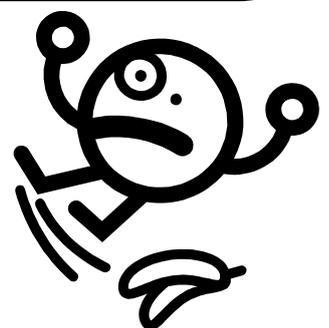
※制度適用範囲には、準備活動および活動場所への通常の往復経路も含まれます。

<お問い合わせ・報告先>

各務原市役所 市長公室 まちづくり推進課 まちづくり推進係

〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

TEL：058-383-1997（直通） FAX：058-382-7110



## 補償区分と金額

### (1) 傷害補償

まちづくり活動中（活動場所への往復途中を含む）に発生した急激かつ偶然な外来の事故によって、活動者が死亡またはケガをした場合

| 区分     | 補償金額                                  | 内容   | 事故の例                             |
|--------|---------------------------------------|--|----------------------------------|
| 死亡補償   | 500万円<br>(熱中症、細菌性食中毒などの場合は300万円)      | 傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合                | 市道の側溝を自治会行事として清掃活動中、車にはねられて死亡した。 |
| 後遺障害補償 | 15万円～500万円<br>(熱中症、細菌性食中毒の場合は最高300万円) | 傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合            | 河川の法面の草刈り中、下方へ転げ落ち、後遺障害が残った。     |
| 入院補償   | 1日 3,000円                             | ※実際にかかった費用ではなく、日数で計算されます。                  | 防犯パトロール中に転倒して骨折し、治療のため入院と通院をした。  |
| 通院補償   | 1日 2,000円<br>(180日の期間内で90日を限度)        | 傷害事故を原因として事故の日から180日以内に入院または通院を要することとなった場合 |                                  |

※入院補償または通院補償が支払われる場合で、その治療のために所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて手術補償金を支払います。

### (2) 賠償責任補償

まちづくり活動中に団体の代表者等（参加者は含まない）の過失により、他人の生命、身体又は財物に損害を与え、団体の代表者等が法律上の損害賠償責任を負った場合（道義上の責任のみでは支払の対象となりません。）

| 区分    | 補償限度金額              | 内容                                      | 事故の例                                |
|-------|---------------------|---|-------------------------------------|
| 対人賠償  | 1名 1億円<br>1事故 5億円   | 他人の身体に損害を与えた場合                          | 高齢者施設での配膳中、誤ってお茶をこぼして火傷をさせた。        |
| 対物賠償  | 1事故につき<br>1,000万円まで | 他人の財物に損害を与えた場合                          | 活動場所で設営機材を運搬中、駐車していた他人の車にぶつけ、傷をつけた。 |
| 保管物賠償 | 1事故につき<br>500万円まで   | 他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合 | 地域で文化祭を開催中、借りてきた器材を落として壊してしまった。     |

### (3) 疾病死亡弔慰金

| 区分   | 弔慰金額    | 内容   | 事故の例                 |
|------|---------|--|----------------------|
| 疾病死亡 | 1名 50万円 | まちづくり活動中に活動者が、急性心疾患、急性脳疾患等を原因として活動中に死亡、または活動中に発症し、そのまま退院することなく30日以内に死亡した場合 | 活動中にくも膜下出血により倒れ死亡した。 |



### 対象とならない場合（適用除外のおもなもの）

| 傷害補償・賠償責任補償 共通  |   |
|---|---|
| ・団体の代表者等もしくは参加者の故意による事故 ・心神喪失による事故 など   |   |
| 傷害補償  | 賠償責任補償  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・くも膜下出血、脳梗塞などの脳疾患や疾病によるもの</li> <li>・むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足る医学的<br/>他覚所見がないもの</li> <li>・自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転による事故</li> <li>・重大な過失による事故</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の代表者等もしくは参加者が所有・使用・管理する<br/>車両による事故</li> <li>・法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故</li> <li>・荒天による損害事故</li> <li>※同居の親族に対する賠償は対象外</li> </ul> |

## 対象となる活動の例

|   |                    |  |
|---|--------------------|--|
| 1 | 地域社会（コミュニティ）に関する活動 | 自治会活動、地域協議会の活動、資源ゴミ回収、交通安全、清掃、防犯・防災活動など<br>(例)・自治会主催の清掃中、側溝の蓋に指を挟まれて骨折した。<br>・地域住民で行う公園の草刈り中、草刈り機で小石をはね、停めてあった他人の車に傷をつけた。  |
| 2 | 社会福祉に関する活動         | 社会福祉施設等への協力活動、地域の子育て支援など<br>(例)・通学路見守り隊で子どもの登下校の見守り活動中、転倒してケガをした<br>× 高齢者のサロン参加者は対象外   |
| 3 | 環境保全に関する活動         | 河川等の清掃活動、森林保全、ゴミの減量化など<br>(例)・パークレンジャーの活動中、蜂に刺された。<br>・ボランティア団体の桜の木の剪定中、落下した枝で創傷を負った。<br>× 銃器を使用する害獣駆除などの危険度の高い活動は対象外  |
| 4 | 教育・文化・スポーツに関する活動   | 教育…青少年の指導・育成活動、不登校児支援、非行防止<br>文化…文化伝統の継承・振興、文化活動の指導・普及<br>スポーツ…スポーツ普及教室の開催、各種スポーツ指導<br>(例)・体育振興会主催ソフトボール大会で走塁中に捻挫。<br>○ 傷害補償・疾病死亡補償については競技者も対象<br>× 山岳登山・ハングライダーなど危険度の高いスポーツは対象外 |
| 5 | 市の主催事業             | 市が主催する社会福祉活動、社会教育活動、生涯学習活動、その他、市が依頼するボランティア活動<br>(例)・放課後子ども教室の大縄跳び中、ケガをした。<br>・ライフデザインセンターの講座受講中、転倒して負傷した。   |
| 6 | 災害時の救援             | 被災者支援活動、支援物資の提供、防災活動<br>(例)・避難所での炊き出し、連絡係など後方支援的な被災者支援活動<br>× 災害現場での救助活動などは危険性が高いため対象外   |

※ 来場者・応援者その他まちづくり活動に直接参加しない人、サービス・施設を利用しているだけの人、乳幼児（小学生未満）など自発的参加のない人は対象外です。

※ ただし、まちづくり活動に参加する保護者に付き添ってきた乳幼児（小学生未満）がケガ等をした場合には対象となります。



### 対象とならない活動の例

- ・特定の個人や団体の利益のための活動（例：私有地、神社境内の草刈り作業）
- ・PTA 活動などの互助的な活動
- ・親睦が目的のレクリエーション活動、サークル活動（例：団体の歓送迎会）
- ・勤務中の活動や職業に従事しているときの活動
- ・学校・幼稚園・保育所の管理下における単位取得や学習のために行う活動  
 (例：授業の一環で川の清掃を行う生徒、学校の宿題として課されたボランティア活動)
- ・地震などの天災による事故 ・政治、宗教、営利に関わる活動

※ 活動前に作成した活動の計画表・回覧文書・行事のチラシ・活動者名簿等で、実施日時・場所・活動者等の具体的な記載がなく、複数人での計画的な活動と判断できない活動は対象外となります。

## 事故が起こった後の手続き方法

|   |   |
|---|---|
| <p>①</p> <p>団体等の<br/>代表者より<br/>ご連絡<br/>願います</p>                             | <p>事故が発生した場合は、速やか（14日以内）に、<br/>市役所関係各課もしくは、まちづくり推進課までご連絡ください。</p> <p>ご連絡いただきたい主な項目<br/>（1）対象者の氏名、住所、連絡先（2）活動内容<br/>（3）事故が発生した日時、場所（4）事故の状況（5）ケガの程度（部位・症状）<br/>※ その他内容に応じてお聞きすることがあります。</p>  |
| <p>②</p> <p>「まちづくり<br/>活動補償制度<br/>事故報告書」<br/>および活動が<br/>確認できる<br/>書類を提出</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>申請書類「各務原市まちづくり活動補償制度事故報告書」に必要事項を記入し、下記の活動の内容が確認できる書類（※）を添付して、市役所市長公室まちづくり推進課へ提出ください。</li> <li>※ 活動の内容が確認できる書類の例<br/>（1）団体の規約（2）代表者・活動者の氏名が載っている名簿（3）活動の計画表<br/>（4）行事のチラシ（5）経路がわかる地図など（活動場所への往復時の事故の場合）</li> <li>事故について客観性を確保するため、まちづくり活動補償制度事故報告書には、事故を証明できるご家族以外の第三者の方（団体代表者等）のお名前やご住所を記載していただきます。</li> <li>これらの書類は、当該事故の発生の日以後 14 日以内に提出してください。</li> </ul> <p>各務原市まちづくり活動補償制度の対象となる活動であることを審査します。<br/><b>制度に該当する事故として判定された場合のみ、補償金の請求書類をお送りします。</b><br/>なお、対象とならない事故として判定された場合でも、ご連絡いたします。</p> |
| <p>③</p> <p>補償金の<br/>請求書を<br/>提出</p>  | <p>【傷害補償の場合】<br/>日常生活に支障がない程度まで回復された時（ケガを完治されたとき）<br/>または事故発生日から 180 日を経過した時に提出してください。</p> <p>【賠償責任補償の場合】<br/>被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、<br/>書面による合意が成立した後に提出してください。</p>   |
| <p>④</p> <p>保険金受領</p>   | <p>保険会社より、保険金を支払います。</p>  |



※ 詳しくは、別途「各務原市まちづくり活動補償制度実施要綱」やそれに係る保険契約の定めるところによります。

令和5年4月1日作成